



特別徴収切替届出（依頼）書

大阪市長 あて

令和 [] 年 [] 月 [] 日

特別徴収義務者（給与支払者）															
郵便番号	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	特別徴収義務者 指定番号	[]	[]	[]	[]			
所在地 (住所)	[]														
フリガナ	[]														
名称 (氏名)	[]														
法人番号 (個人番号は記載不要)	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]			
連絡先	所属	[]	[]	[]	[]	氏名	[]	[]	[]	[]	電話	[]	[]	[]	[]

【注意】

納期を経過した普通徴収税額を特別徴収に切り替えることはできませんので、納税義務者ご本人様より納付してください。
切り替え対象となる普通徴収税額の各納期について、納期限を過ぎて本届出(依頼)書をご提出いただいた場合、その納期分
切り替えせず、その翌期分から切り替えいたします。

【普通徴収税額の納期限】 第1期:6月30日 第2期:8月31日 第3期:10月31日 第4期:1月31日 (いずれも土・日・祝休日の場合はその翌開庁日)

給与 所得者	フリガナ	[]										生年月日							
	氏名	[]										2:大正	元号	年	月	日			
	郵便番号	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	3:昭和	[]	[]	[]	[]			
	住所 (1月1日)	[]																	
	年税額	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	円	納付 済期	[]	期分(月随時分)まで納付済
	納付済額	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	円			
	台帳番号	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	普通徴収税額の 口座振替該当有無	有	無	

【留意事項】

- 特別徴収開始月（6月を除く）は毎月10日までに届いたものは届いた月の翌月より特別徴収を開始し、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月より特別徴収開始となります。
6月11日～7月10日（土・日・祝休日の場合は翌開庁日）までに届いた場合…… 8月から特別徴収開始
7月11日～8月10日（土・日・祝休日の場合は翌開庁日）までに届いた場合…… 9月から特別徴収開始
- 6月からの特別徴収開始を希望される場合は、その年の4月10日までに本届出（依頼）書を提出してください。
※4月11日以降に本届出（依頼）書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご注意ください。
4月10日（土・日・祝休日の場合は翌開庁日）までに届いた場合…… 6月から特別徴収開始
4月11日～6月10日（土・日・祝休日の場合は翌開庁日）までに届いた場合… 7月から特別徴収開始
- 給与と所得者欄の年税額・納付済額・納付済期・台帳番号欄は、把握していない場合は記入不要です。

※下記の欄には記入しないでください。

本市 処理 欄	納付書(1・2・3・4期・全・随) 無 通知書 有・無 領収書 有・無	
	切替入力 可・不可 月 円、 月 円	
	処理不可 全納・別特・課資無・宛無・他市・新年度のみ	

退職所得に係る 個人市民税 個人府民税 納入申告書(個人事業主用)											
(あて先) 大阪市長 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出								(受付印)			
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分		人員		<input type="text"/> 人							
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税										
	府民税										
(特別徴収義務者)											
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>						
住所	<input type="text"/>										
氏名	<input type="text"/>										
個人 番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり 分離課税の退職所得に係る所得割の納入について申告します。											

※ 分離課税の退職所得に係る個人市・府民税(所得割)を納入される際には、「退職手当等に係る市民税・府民税特別徴収税額納入内訳書」及び「退職所得の特別徴収票(法人役員等のみ)」(各様式は大阪市ホームページを参照)を別途作成のうえ、船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループあてご提出ください。

※ 平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されたため、納入申告書にもマイナンバーを記載していただくこととなります。この納入申告書を船場法人市税事務所個人市民税(特別徴収)グループ窓口にご提出いただく際には、次の書類の提示をお願いいたします。なお、郵送の場合は、当該書類の写しを同封してください。

(※マイナンバー制度による市税の手続については、大阪市ホームページを参照)

<p>【ご本人が提出される場合】 本人確認書類(個人番号を確認するための書類及び身元を確認するための書類)</p> <p>【代理人の方が提出される場合】 本人確認書類(1.代理権を確認するための書類、2.代理人の方の身元を確認するための書類及び、3.本人の個人番号を確認するための書類)</p>

◎ 個人番号を確認するための書類をお持ちでない場合は、以下の項目へ自署してください。

個人番号	<input type="text"/>												
氏名	<input type="text"/>												
住所	<input type="text"/>												
生年月日	元号	<input type="text"/>	←	1: 明治	2: 大正	3: 昭和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>
				4: 平成	5: 令和								

大阪府 処理欄	番号	本人	確認書類	代理人	代理権
			個人番号カード ・ 運転免許証 保険証 ・ ()		